

提出された意見の要旨及び県議会としての考え方

番号	条例文・運用指針（素案）	対応区分	意見の趣旨	反映に関する考え方	
1	<p>〔政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例〕</p> <p>別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）</p>	<p>〔資料作成費〕議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 〔資料購入費〕議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 〔事務所費〕議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 〔事務費〕議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 〔人件費〕議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p>	B	<p>今回の改正のポイントは、改正前の「調査研究に資するため」に「その他の活動」が加えられ対象範囲が広がったことである。 だが、「その他の活動」が議員それぞれの解釈でどうにでもなるものではないことを示すため、第2条および別表において、範囲の限定をしているものと思われる。しかし、別表の各項目において、議員が行う活動を限定していないものがあるので、別表においても、「議員の行う活動」と一般化するのではなく、「議員の政務活動に必要な」など、適用範囲を限定した記述であるべき。</p>	<p>ご指摘については、条例第2条において、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、その具体的な経費として別表を定めているものであります。したがって、政務活動に必要な経費に限定的に運用されるものです。</p>
2	<p>〔政務調査費の運用指針の一部改正について〕</p> <p>(1)調査研究費 (ア)交通費</p>	<p>交通費については、領収書の取得が困難な交通機関を利用した場合は、活動報告書兼支払証明書に活動内容、所要経費等を記載することにより実費を充当する(自家用車、バス、路面電車、JR、地下鉄等)。このうち自家用車を利用した場合は、活動のため移動した距離に、別途定める車賃単価(25円/km)を乗じて得た額を充当する他、活動に要したガソリン代について、領収書の金額を適切な按分率により按分した額を充当することができる。</p> <p>また、領収書を受領可能な交通機関を利用した場合は、実費を充当するものとする(航空機、特急料金を伴う鉄道、フェリー、ジェットフォイル、高速バス、タクシー、レンタカー等)。</p>	B	<p>調査日額交通費の廃止、実費弁償の原則については評価できる</p>	<p>ご賛同意見として承ります。</p>
3			B	<p>今までが実態にそぐわなかった</p>	<p>ご賛同意見として承ります。</p>
4	<p>〔政務調査費の運用指針の一部改正について〕</p> <p>(3)会議費</p>	<p>懇親会等の経費については、公職選挙法等の法令に反しない範囲において、各種会議に付随したものと開催される場合に5千円を限度として充当できるものとする。</p>	C	<p>長崎市議会を含め多くの議会の「政務調査費運用の指針」に「会議費」がない。県民の税金と考えれば「飲み食い」の参加費は自費</p>	<p>ご指摘については、今後も他県の事例等を参考にしながら、検討を続けたいと考えております。</p>

番号	条例文・運用指針(素案)	対応区分	意見の趣旨	反映に関する考え方	
5	<p>〔政務調査費の運用指針の一部改正について〕</p> <p>(7)事務費(備品購入費)</p>	<p>充当が可能な備品は議員個人の資産形成に繋がらず、活動に直接必要なものであって、取得金額上限の目安を10万円とする。また特に改選期間近の備品の購入については個別に判断するものとする。</p>	B	備品購入について限度額を設けることは良いことであり、積極的にやってほしい。	ご賛同意見として承ります。
6			C	備品台帳の作成を義務づけ、使用状況をチェックできるようにすべき。	他県の事例等を参考にしながら、検討したいと考えております。
7			B	社会通念上、資産形成につながる支出と疑われるものなどについては、支出を認めない姿勢が必要	資産形成につながる支出へ充当することのないよう、今後も適切に対応してまいります。
8			B	改選間際の「駆け込み支出」は、備品の他、多額の切手代や印刷代などが見受けられるが、これらについても事務局より注意喚起をすることが必要	改選間際の備品購入等については、慎重に対応してまいります。
9			B	金額よりも2分の1按分が重要と考える。	政務調査活動以外の用途が混在し、区分が困難な場合は、2分の1の按分充当をすることとしており、今後も実態に応じて適切に対応してまいります。
10	その他		E	政務調査費に商品券や図書券などの金券を充当し、さらにこれらの金券をもとに購入した経費についても政務調査費を充当するというような二重の充当とならないようにしてほしい。	二重の充当とならないように、今後も引き続き適切に対応してまいります。
11			E	広報費については、後援会活動等が混在している場合は支払額の1/2相当額を充当することができるとしているが、「混在している場合」を狭義に限定するのではなく、原則として按分対象とすべき	政務調査活動以外の用途等が混在し、区分が困難な場合は、2分の1の按分充当をすることとしており、今後も実態に応じて適切に対応してまいります。
12			E	事務所維持のための経費については、使用実態をチェックすることはしておらず、すべて書面と申し立てだけで認定している現状である。「指針」では「後援会事務所等と兼用している場合」1/2按分としているが、狭義の限定ではなく、原則按分対象とすべき。	

番号	条例文・運用指針（素案）		対応区分	意見の趣旨	反映に関する考え方
13	その他		E	<p>人件費について、指針には、「調査研究活動以外の活動も含めて事務を行っている職員の人件費については、1/2の割合により按分した額を充当することができる」とあるが、「専ら」政務調査活動の従事者だと口頭説明されれば、事務局はそのまま承認している。被雇用者の氏名開示はもとより、雇用契約書、源泉徴収表が支払調書の写し等の添付を義務づけるなどするとともに、全額充当でなく最低でも1/2按分にすべき。</p>	<p>雇用契約書等により雇用目的を確認するなど、今後も実態に応じて適切に対応してまいります。</p>
14			E	<p>議事事務局のチェック機能も重要。「政務調査費運用の指針」に沿って支出されているか、現在は議員から提出された領収書を十分査閲されていないと考えられる。税金を支出するのだという厳しい目で向き合うべき。</p>	<p>必要に応じて各議員に直接確認するなど、今後も適切に対応してまいります。</p>